

志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志摩市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

職員の多様な育児事情に対応するため、現行の部分休業制度をより柔軟で利用しやすいものに拡充するとともに、子の年齢や家庭の状況に応じたきめ細かな両立支援を実現する、任命権者から職員への積極的な情報提供や意向確認により、職員が各種支援制度を十分に活用できる勤務環境を整備することを目的として改正するものです。

2. 改正する条例の要点

(1) 任命権者による両立支援の強化

職員から本人又は配偶者の妊娠・出産の申し出があったとき及び3歳未満の子を養育する職員に対して任命権者は下記の情報提供や意向確認等を実施します。

- ①両立支援制度に関する情報提供
- ②制度利用に関する意向確認
- ③個別の事情に応じた意向確認
- ④確認した意向への配慮

(2) 育児時間制度の多様化と柔軟化

部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態を第1号部分休業とし、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内で取得できる、第2号部分休業を新設し、職員はいずれかの形態を選択可能となります。

3. 改正による効果等

今回の改正により、以下のような効果が期待されます。

- ・新設される年間単位の育児時間により、職員は定期的な通院や学校行事への参加など、短時間かつ断続的な育児ニーズに対応しやすくなります。
- ・積極的に両立支援制度の情報提供や意向確認が行われることで、

職員は利用できる制度を確実に認知し、個々の家庭状況に合わせた最適な支援を受けやすくなります。

この条例の施行期日は、令和7年10月1日とします。

志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年志摩市条例第41号)新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正後 (案)
(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第19条の2第1項</u>において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略)	(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第19条の3第1項</u>において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第19条の2 任命権者は、志摩市職員の育児休業等に関する条例(平成16年志摩市条例第42号)第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。))に対して、次に掲げる</u>

措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 志摩市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 (略)

障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

_____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の4 (略)

現行	改正後（案）
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
(1)～(5) （略）	(1)～(5) （略）
(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は <u>第2条の4</u> の規定に該当すること。	(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は <u>前条</u> ____の規定に該当すること。
(7) （略）	(7) （略）
(部分休業をすることができない職員)	(部分休業をすることができない職員)
第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) （略）	(1) （略）
(2) 勤務日の <u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u> を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く_____。)	(2) 勤務日の <u>日数</u> _____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。 <u>次条において同じ。</u>)
(<u>部分休業</u> _____の承認)	(<u>第1号部分休業</u> の承認)
第20条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分</u>	第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請</u>

休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時

求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は

_____, 30分を単位として行うものとする。

- 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時

間を超えない範囲内で)行うものとする。

間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が部分休業 の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 第13条の規定は、部分休業について準用 _____する。	(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。
---	---